

【消防法令改正に伴うお知らせ】

小規模飲食店への消火器設置の義務化

すべての飲食店に消火器の設置が義務付けられます

建物の延べ面積が150平方メートル以上の飲食店には、消火器の設置が義務付けられていましたが、平成28年12月22日に新潟県糸魚川市において発生した大規模火災を受け、今回の消防法令の改正により火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等については、延べ面積（150平方メートル未満）にかかわらず、令和元年10月1日から消火器の設置が義務付けられます。

新たに消火器の設置が必要となる飲食店等

1 建物の延べ面積が150平方メートル未満

※建物の延べ面積が150平方メートル以上の飲食店等は、従前から設置が必要でした。

2 事業として飲食物を提供するため、その飲食物の調理を目的とする

火を使用する設備又は器具を設けている。

※「火を使用する設備又は器具」とは、コンロ等調理のために用いる設備又は器具

※防火上有効な措置（調理油過熱防止装置又は自動消火装置など）が講じられている場合は除きます。ただし立ち消え防止安全装置は、防火上有効な措置に含まれません。